

「令和6年能登半島地震」援助措置「見舞金」申請要項

学生課
通信教育部事務室
名古屋事務室

「令和6年能登半島地震」（2024年1月1日発生、1月11日激甚災害指定）の被災学生（通学部生、通信学部生、大学院生）に対する援助措置「見舞金」の申請を以下のとおり受け付けます。

1. 援助措置「見舞金」の内容

区分	対象となる被災状況	援助措置内容
人的被害	家計支持者（父母）の死亡	見舞金5万円支給
家屋等の被害	家屋全壊（大規模半壊含む）	
	家屋半壊	見舞金3万円支給

2. 申請手続き

(1) 申請書類

以下、1)と2)～4)のいずれか該当する書類をGoogle formsから提出してください。

1) 【申請者全員】

- 令和6年能登半島地震援助措置申請（Google formsへの入力）

2) 【人的被害】の場合

- 会葬礼状等の家計支持者の死亡がわかる書類

3) 【家屋等の被害】の場合

- 罹災証明書

※全壊・半壊・大規模半壊等の罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものを提出してください。全壊・半壊・大規模半壊を伴わない断水・停電・床上下浸水等が理由の罹災証明書は見舞金の対象外となります。

4) 【家屋等の被害】の場合で「罹災証明書」の取得に時間を要する場合

- 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式

※上記3) 罹災証明書の取得に時間を要する場合、仮申請として受け付けます。

※「罹災証明書」取得後に改めて申請手続き（罹災証明書の提出）を行ってください。

【罹災証明書の最終受付期日】2024年5月31日（金）

(2) 申請受付期間（仮申請を含む）

2024年2月14日（水）～3月4日（月）

(3) 申請手続きフォーム

<https://forms.gle/p1xP3WyBxKuufS6L6>



3. 申請結果

申請書類受理後、2週間を目途に以下のとおり結果を通知します。

【学部生（通学）・院生】学籍メールアドレスへのメール通知
【学部生（通信）】個人通知

<重要> 仮申請した場合

- ・罹災証明書の取得に時間を要する場合に該当し「市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式」を提出した場合、罹災証明書を取得次第、速やかに「罹災証明書」をGoogle formsから再提出してください。
- ・（2023年度に卒業・修了する場合）卒業・修了後であっても「履修証明書」を提出することで援助措置の対象となります*。卒業・修了後であっても「罹災証明書」を必ず提出してください。
※申請期間内に事前に仮申請を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・【罹災証明書の最終受付期日】2024年5月31日（金）

4. 本件問い合わせ先

学生課（E-mail：syogaku-j@ml.n-fukushi.ac.jp 電話：0569-87-2323 [平日10時～17時]）

【学部（通学）】社会福祉学部、教育・心理学部、子ども発達学部、スポーツ科学部、健康科学部、
経済学部、国際福祉開発学部、看護学部

【大学院】スポーツ科学研究科、看護学研究科

名古屋事務室（E-mail：injim@ml.n-fukushi.ac.jp 電話：052-242-3050 [平日10時～17時]）

【大学院】福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科

通信教育部事務室（nfu.jpの「お問い合わせ」からご連絡ください）

【学部（通信）】福祉経営学部

以上